

iDeCoで積立てたお金を受け取る方法には、①一時金として受け取る方法②年金として受け取る方法③一時金と年金を併用して受け取る方法の3種類があり、それぞれの方法で税制上の取り扱いが異なります。そこで今回は、②の「年金として受け取る場合」の取り扱いについてご紹介します。

年金として受け取る場合の取り扱いは？

積立てたお金を年金として受け取る場合、税制上「雑所得」となり、この場合の雑所得は、公的年金等収入金額から「**公的年金等控除額**」を差し引いて計算します。

＜年金として受け取る場合のイメージ＞

- 雜所得 = 公的年金等収入金額 - 公的年金等控除額

①公的年金等収入金額※1

公的年金等収入金額は、iDeCoで積立てたお金を年金として受け取った金額と公的年金の受給額などを合計した金額です。

雑所得 = ① - ②

②公的年金等控除額

公的年金等控除額は、「受給者の年齢」や「公的年金等収入金額」により異なります。

受給者の年齢	公的年金等収入金額（A）	公的年金等控除額
65歳未満※2	収入60万円までは所得金額ゼロ	
	60万円以上130万円未満	60万円
	130万円以上410万円未満	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円
65歳以上	収入110万円までは所得金額ゼロ	
	110万円以上330万円未満	110万円
	330万円以上410万円未満	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円以上770万円未満	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円以上	195.5万円

* 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合の表です。（出所）国税庁資料より中銀アセットマネジメント作成

※1 「公的年金等収入金額」は、①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法などの法律の規定に基づく年金②恩給（一時恩給を除きます。）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金③確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金の合計金額です。

※2 65歳未満の判断は、その年の12月31日時点の年齢によります。

雑所得を計算してみよう！！

たとえば、65歳の方がiDeCoで積立てたお金を年金として154万円、公的年金を196万円、合計350万円を受け取った場合の雑所得の金額は？

公的年金等収入金額

①iDeCo154万円 + 公的年金196万円=350万円

雑所得

③ = ① - ②
= 235万円

②公的年金等控除115万円

350万円 × 25% + 27.5万円 = 115万円



重要な注意事項

- 当資料は、投資者のみなさまに当社ファンドへのご理解を高めていただくことを目的として、中銀アセットマネジメントが作成した情報提供資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に掲載しているグラフ、データ等は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は作成日現在のものであり、将来の市場環境の変動または運用成果を示唆あるいは保証するものではなく、将来予告なしに変更する場合があります。
- 当社は当資料に含まれる情報から生じるいかなる責務（直接的、間接的を問わず）を負うものではありません。

商号等 中銀アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第10号

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

お問い合わせ先 086-224-5310（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.chugin-am.jp/>